事業番号：D-6-2
事業名：東日本大震災特別家賃低減事業（大槌町）

事業費総額：0.83 億円（国費 0.62 億円）

事業期間：H27 年度～Ｒ２年度

事業目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部において、応急仮設住宅等に居住する低所得（月８万円以下）の被災者が、円滑に恒久住宅へ移行し、速やかに生活再建ができるよう、東日本大震災特別家賃低減事業を実施することにより、災害公営住宅の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化することを目的とする。

事業結果

平成 27 年度に完成した屋敷前団地から事業を開始し、令和２年度まで６年間にわたり、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その３／４である総額 62,364 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、延べ 636 世帯の被災者の居住の安定に寄与した。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

○　令和５年３月時点において 98 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、本事業は有効に活用されている。

○　本事業を実施することにより事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った低所得の被災者延べ 636 世帯の家賃を 10 年かけて段階的に本来家賃とすることが可能となり、被災者の居住の安定に寄与した。

［評価］

上記のとおり、本事業によって、東日本大震災により財産を失った低所得の被災者の家賃を特定入居者負担基準額まで低廉化することで、居住の安定確保に寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

②コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金の考え方と同様、各年度の 10 月１日を基準日として、収入が８万円以下の世帯を対象に、「公営住宅法施行令」及び「東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱」に基づく算定手法により算出される家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

［評価］

上記のとおり、「公営住宅法施行令」及び「東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱」に基づき、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額を算定し、対象世帯と低廉金額を決定していることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③事業手法に関する調査・分析・評価

	想定事業期間	実際の事業期間
家賃の低廉化	平成 27 年度～令和２年度	平成 27 年度～令和２年度

○　本事業の実施により、被災により収入の完全に途絶えてしまった被災者や、従前、持家に居住していた低額所得者の被災者が災害公営住宅に入居される際の家賃の負担感が緩和され、災害公営住宅による恒久的な生活再建に繋ったことから、事業手法としては適切であった。

○　今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き居住の安定化を図っていく。

［評価］

上記のとおり柔軟な事業の手法は被災者の居住の安定に資しており、事業完了後も一定期間必要な支援を行っていくことから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

県土整備部 建築住宅課　電話番号：019-629-5931
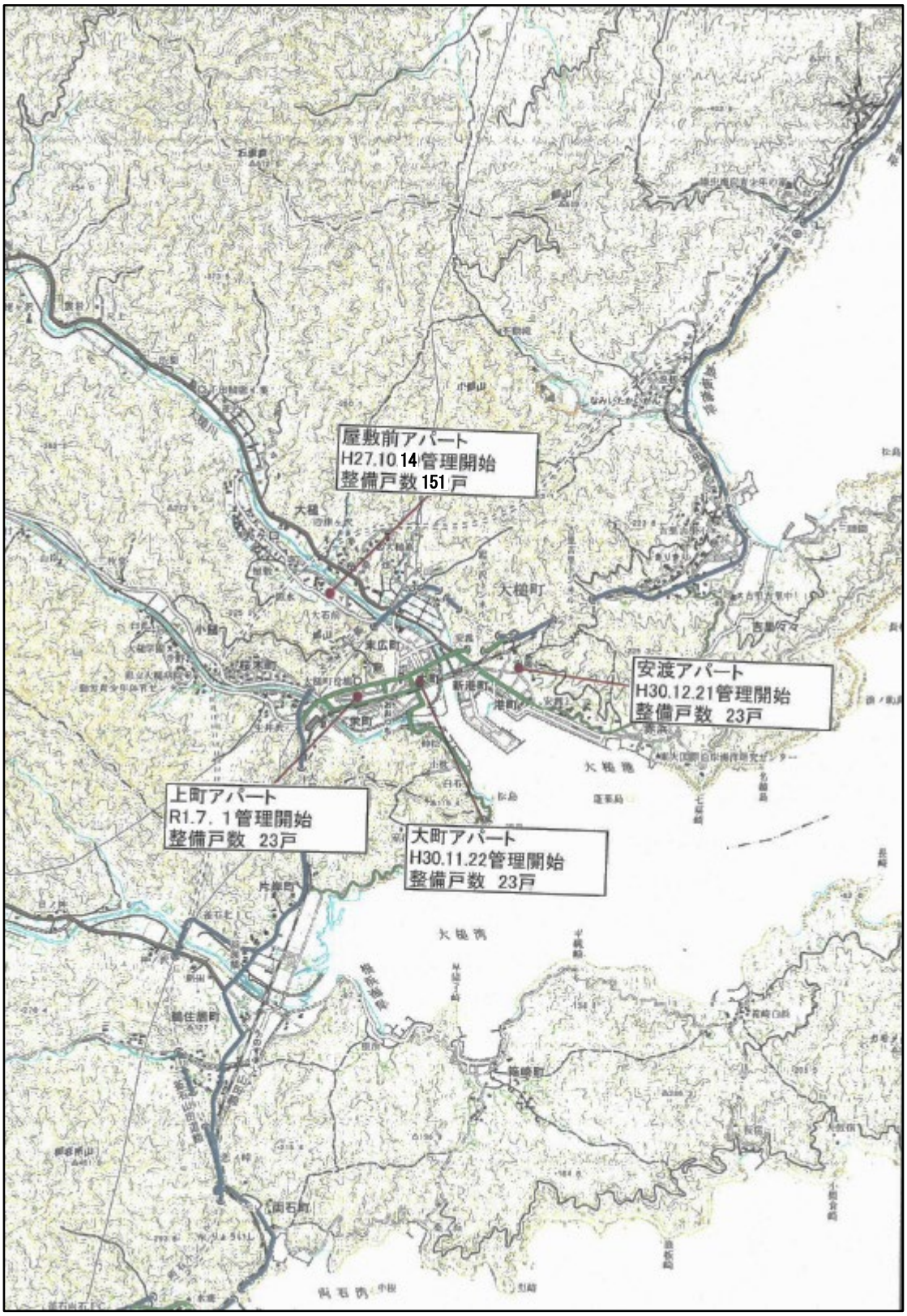
D-6-2　東日本大震災特別家賃低減事業（大槌町）